

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第80号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、次の文書を、本件開示請求の対象行政文書として特定し、改めて開示決定等をするべきである。

- ・平成15年10月7日付け東広建竹第162号により通知した行政文書部分開示決定に係る起案に添付されていた、民間の法人及び個人が設置した34本の橋りょうの一覧

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年11月11日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県砂防指定地管理規則（昭和46年広島県規則第3号。以下「管理規則」という。）第3条及び第4条に基づく許可を受けずに、「竹原支局管内で不法に砂防設備を占有している橋の内訳明細」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

なお、本件請求において、「内訳明細」とは、「河川（溪流）名ごとの該当する橋の数」とするとのことであった。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「広島県砂防指定地管理規則第3条及び第4条に基づく知事の許可を受けずに、竹原支局管内で不法に砂防設備を占有している橋の内訳書」（以下「本件対象文書」という。）について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年11月25日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成15年12月21日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

竹原支局は砂防指定地内河川に係る砂防設備の占用を許可する権限を有しているが、一方で管理規則第3条及び第4条に基づく知事の許可を受けずに、不法に砂防設備を占有している橋（占有許可の更新をしていない橋を含む。）の内訳を河川ごとに把握していないとの不適法な処分を行ったものである。

竹原支局管内の河川に設置されている橋にかかる砂防設備の占有許可が適正に運用されていないとも考えられるが、竹原支局が不法占有の実体を全く把握していないという職務怠慢を自ら公文書で明示したとは思われず、竹原支局に意図があって故意に行政文書を隠匿しているものと思料される。

竹原支局が、管理規則を守らずに、自ら砂防行政の違反行為をしているとは常識的には理解できないものであることから、当該不法占有の実態を明らかにする橋の数を記録した文書を速やかに開示するよう要求する。

理由説明書の内容から判断すると、砂防河川には、不法に砂防設備を占有している橋が多数存在していることから、本件請求の河川ごとの橋の数などを意図的に不開示としたものと思料される。

また、管理規則に基づく不法占有の事実を開示請求したにもかかわらず、広島県は、開示請求の内容を広島県砂防指定地管理条例に基づく知事の許可を受けずに砂防設備を占有している橋りょうという記述内容に勝手に変更し、かつ、開示請求の対象とはしていない橋りょう以外の排水施設、管、ケーブル等については、砂防設備の管理上緊急を要する場合に撤去する等の個別対応をしているという説明をもって橋りょうの放置をごまかすなど、橋が砂防設備を不法占有している事実を隠匿しようと画策しているものである。

広島県の担当者には絶大な裁量権が認められており、不法占有の実態を隠匿することを画策していることから、速やかに適法な開示を行うよう強く要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると、本件処分を行った理由などについては、おおむね次のとおりである。

広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号。以下「管理条例」という。）に基づく許可を受けず、不法に砂防設備を占有している物件については、実態調査により設置者を特定し、撤去指導を行うこととしている。

しかしながら、現実的には占有物件（橋りょう、排水施設、管、ケーブル等）が多岐に渡っているため設置者の特定が極めて困難である。

砂防設備の管理上緊急を要する場合は、管理者自ら撤去することと等により、個別に対応している。

したがって、不法に砂防設備を占有している物件については、橋りょうに限らず、その現状を正確に把握しておらず、不法に砂防設備を占有して

いる橋の内訳明細（河川名ごとの該当する橋の数）を記載した文書は作成していない。

なお、異議申立人が主張する文書隠匿の事実はない。

第5 審査会の判断

1 砂防指定地及び砂防設備の占用について

砂防指定地とは、砂防法（明治30年法律第29号）第2条により、「砂防設備を要する土地又はこの法律により治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」として国土交通大臣が指定したものであり、砂防設備とは、同法第1条に、砂防指定地において治水砂防のため施設するものと規定されている。

そして、砂防指定地及び砂防設備の管理について、実施機関は、砂防法第4条第1項及び第5条の規定に基づき管理条例を制定し、必要な規制等を行うこととしている。

ただし、管理条例が施行される以前は、管理規則によって、砂防設備等の管理を行っていた。

管理規則第3条において、砂防指定地内において、砂防設備以外の施設又は工作物の設置をしようとする者は知事の許可が必要とされており、これが制限行為許可である。

また、管理規則第4条において、砂防設備を占用しようとする者は、知事の許可が必要とされており、これが占用許可である。

したがって、管理規則施行以後に砂防指定地に橋りょうを設置しようとした場合、原則、建設するために制限行為許可を受ける必要があり、設置した場合には通常砂防設備を占有することになるため、占有許可も必要となる。

なお、制限行為許可及び占有許可については、管理条例においても、それぞれ第3条及び第4条で、管理規則と同様に規定されている。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、管理規則第3条及び第4条に基づく知事の許可を受けずに、「竹原支局管内で不法に砂防設備を占有している橋の内訳明細」である。

そして、内訳明細とは、本件請求で「河川（溪流）名ごとの該当する橋の数」とされている。

3 本件処分の妥当性について

理由説明書によれば、実施機関は、砂防設備を不法占有している物件については多岐に渡っているため、設置者の特定が極めて困難であることから、不法に砂防設備を占有している橋の内訳明細（河川名ごとの該当する橋の数）を記載した文書は作成していないと主張している。

占有物件が多岐に渡っているため、不法に砂防設備を占有している者を

正確に把握していないとする実施機関の説明に特段不合理があるとも認められず、実施機関が不法に砂防設備を占有している橋の内訳明細を作成していないとする実施機関の説明は不自然ではない。

しかし、審査会で別に審査した事案において、占有許可の更新を行っていない橋りょうに関する情報が記載されている別の文書の存在が認められた。当該文書は、竹原支局管内の砂防指定地内の河川に民間の法人及び個人が設置した34本の橋りょうに係る一覧表（以下「橋りょう一覧」という。）であり、異議申立人が別に行った行政文書開示請求に対して、平成15年10月7日に実施機関が行った行政文書部分開示決定に関し、実施機関が参考資料として作成し、起案文書に添付していたものである。

そして、橋りょう一覧には、砂防指定地内の河川に民間の法人及び個人が設置した橋りょうごとに、河川の名称及び占有許可の更新又は未更新が分かる情報が記載されている。

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、本件対象文書について、「不法に砂防設備を占有している橋（占有許可の更新をしていない橋を含む）の内訳」と述べていることから、河川名ごとに占有許可の更新をしていない橋りょうが判別可能で、その本数が集計可能な橋りょう一覧は、開示請求の対応のために特に作成されたものはあるが、本件対象文書に該当すると認められる。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
1 6 . 2 . 6	・ 諮問を受けた。
1 6 . 3 . 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
1 7 . 1 1 . 1 4	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
1 7 . 1 1 . 1 8	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
1 8 . 3 . 2 7	・ 異議申立人から意見書を収受した。
1 8 . 4 . 2 4	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
2 0 . 9 . 3 0 (平成20年度第6回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
2 0 . 1 0 . 2 8 (平成20年度第7回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
真 田 文 人	弁護士
鈴 木 玉 緒	広島大学大学院社会科学研究科准教授
西 村 裕 三 (部 会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授